

A11 ①については課税となり、②については非課税となります。

①の処理業者が行う胎盤の処理は、医師等の医療施設の開設者が行う役務の提供ではないので課税の対象となります。②の胎盤処理は助産のために必要な行為であり、その処理費を助産費用として合計で請求している限り、合計額が助産に係る資産の譲渡等の対価となるので非課税となります。